

視点

最近の知財で思うことと3話



長谷川 芳樹
弁理士

第1話

プロパテントは 吹き飛んだか、否か

ほんの2、3年前まではプロパテントが騒がれていたが、世界経済危機はその声を見事にかき消してしまった。弁理士登録者数が10年間で倍増したり、特許事務所の経営危機が囁かれたりすることもある。これを「知財バブルが崩壊した」と表現する人もある。

グラフは2006～10年の日本特許、意匠、商標出願の件数を示している(2010年は予想値)。景気に敏感といわれる商標出願はリーマンショックの年に約2万4千件(17%)減少し、特許出願についてはリーマンショックの翌年に約4万2千件(11%)減少している。

<減らす企業があれば、増やす企業もある>

出願が「大幅に減少した」と見るか、「思ったほど減少していない」と見るかは人それぞれだが、私自身は後者に近く、たいした減少ではないと思っている。もちろん、これだけの出願減少は過去にも例が少なく、創英の受任件数に

も影響を与えているのは事実だが、すべての業種のすべての技術分野で一様にダウンしているわけではない。

日本の代表的な輸出産業である自動車や電機などの完成品メーカーは、もともと特許出願件数が数千件～1万件以上と多かった。このような出願件数の上位企業では、今回の経済危機で大幅に件数を減少させるところが目立っている。

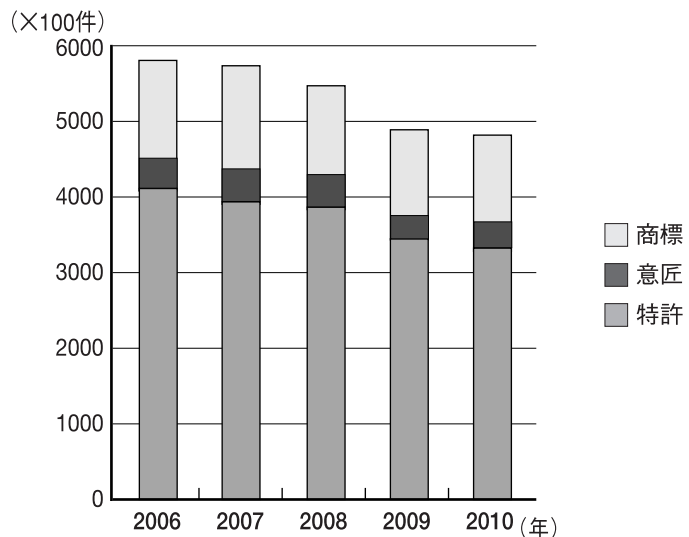
しかし、これら以外のところでは出願件数を大幅に減少させているところは一部に限られ、大半の企業では“少々の減少”にとどまり増加傾向のところも少なくない。経済危機だと言って過剰にパタパタ騒ぎ立てるのではなく、自社の知財力のレベルアップに取り組む企業も少なくない。むしろ、今の時期こそ体制強化のチャンスと捉えて、新しいタイプの知財活動に取り組み始めるところもある。

<出願減少、みんなでやれば怖くない!?!>

結局、リーマンショックの直撃を受けた自動車・電機業界では、プロパテントの流れが吹き飛ぶほどの大幅な出願減少になっている

日本特許庁への特許、意匠、商標出願の件数(2006～10年)

※2010年の出願件数は、2006～10年の各年の6月末日の出願番号と特許庁公表の2006～09年の出願件数を対比して予想した。



が、それ以外ではプロパテントの
マインドは脈々と息づいている。

出願減少も「みんなでやれば怖
くない」というのが一種の流行マ
インドになっているようにもみえ
るが、それが大勢にはなっていな
い。日本の特許出願は08年から09
年の1年間で11%も減ったが、し
かし、たった11%しか減っていな
い(まだ34万件前後の特許出願が
ある)というデータは、このこと
を如実に示していると思う。

第2話

権利網を構築する チャンスか、否か

知財高裁の進歩性判断の傾向は
2年前に大きく変化したが、その
流れは特許庁に波及し、定着して
きたようだ。このような時期こそ、
有効な知財の権利網を構築するチ
ャンスと考えて、知財活動を活発化
させている企業が増えている。

これまでの歴史から見て、知財
の権利化における特許・登録要件
の判断基準の高低は、いったん流
れができると数年から10数年は同
じ傾向が続く。そうであるなら、
今の時期に権利化の種を仕込んで
おけば事業を有利に進めることが
できる、と考えることもできる。

< 厳しすぎた反動が出ている? >

ここで心配されているのが「進
歩性判断がゆるくなり過ぎて権利
が乱立しないのか」ということ。
付与後異議申立制度が廃止された
頃の一時期、有効性に疑問のある
特許権が乱立して問題になった。
その後の10年近くの間は、その反
動によって進歩性が厳しく判断さ
れ過ぎた時期があり、2年前に再
び進歩性がゆるく判断される時期
が始まった。

現在の進歩性判断の傾向がすで
に「ゆるくなり過ぎている」とい

うことなら、やがて揺り戻しが来
るだろうが、「ゆるくなり過ぎて
いるとは言えない」ということな
ら、この傾向はそれだけ長く続く
可能性が高い。

瑕疵ある権利が乱立した10数年
前の教訓(失敗の経験?)は、今
でも進歩性判断の当事者サイドで
は生きている(語り継がれている)
と思われるので、ちょうど良いレ
ベルで進歩性が判断され、これが
長く継続することを願いたい。権
利の有効性の判断レベルが安定す
ることは、知財立国の理念を支え
る土台であり実質的な礎石だから
である。

第3話

プロパテント時代の 特許事務所

『パテント』誌に「プロパテント時
代の特許事務所のあり方」という記事
を書いたことがある(1997年12月
号)。当時は今よりも景気が良く、
弁理士の新規登録者も少ない時代
だった。

その中で、プロパテントの時代
にあるべき4つのタイプの事務所
イメージとして、高度の専門性
がある、きめ細かな対応力がある、
実務対応力を多面化させて
いる、の3つに加えて、知財の
発掘および権利化から権利の活用・
行使までの一貫した知財活動をト
ータルに取り扱える能力と行動様
式を持っている、ことを列記した。

もうひとつ追加するとすれば、
それは国際化への対応力である。

< 国際化対応力 その1 >

米国、欧州は国際化対応の中心
であり、格別の取り組みを要する。

創英は、米国オフィスは5年間
で撤退したが、欧米の事務所での
駐在・研修を増強かつ定期化し、
国際対応力の一層の強化を図って

いる。

< 国際化対応力 その2 >

中国、台湾、韓国などの近隣諸
国の重要性は高まり続けており、
格別の対応力の強化が必要である。

創英では、今年の11月に中国・
北京で「創英研・知的財産セミナー」
を独自開催すべく準備している。
創英に在籍する4名の中国語
を操るスタッフが中心になって準
備し、その中の中国出身の2名の
日本弁理士が講師となり、現地企
業人や大学人向けに中国語で日本
の知財を紹介するものであるが、
このような活動を通して、中国と
の間の内外および内外の双方向に
ついて創英のポテンシャルと実務
スキルを高めていきたい。

< 国際化対応力 その3 >

企業活動のグローバル化は、欧
米先進国や近隣諸国にとどまらず、
中南米や南アジア諸国、東欧、ア
ラブ諸国などにも広がっている。

創英では、世界95カ国の500余
の現地事務所と日常的な業務関係
を持っているが、このネットワー
クをさらに拡充強化し、文字通り
地球規模での企業の知財活動をサ
ポートする対応力を持った事務所
を構築していきたい。

特許事務所を取り巻く経済環境
は良くない。しかし、日本が先進
国として世界で生きていくために
は、知財の重要性は高まることは
あっても低くなることはない。自
らの体力強化と自己改革を図りつ
つ、地道に一生懸命努力して、プ
ロパテント時代にジャストフィッ
トした特許事務所を構築してい
きたい。

以上